

令和元年

第2回市議会定例会 議案第5号

函館市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
函館市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月20日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
函館市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年函館市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（利率および保証人）

第14条 災害援護資金は、延滞の場合を除き無利子とする。

- 2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。
- 3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の後ろに「，半年賦償還または月賦償還」を加え，同条第2項中「元利均等償還」を「元金均等償還」に改め，同条第3項中「，保証人」を削り，「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第14条第1項ならびに第15条第1項および第2項の規定は，平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯

の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

- 3 改正後の第14条第2項および第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付け（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに借入れの申込みを受けたものを除く。）について適用し、平成31年4月1日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けおよび同日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付け（施行日の前日までに借入れの申込みを受けたものに限る。）については、なお従前の例による。
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律および災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金について、無利子とし、償還方法に半年賦償還および月賦償還の方法を追加することとし、ならびに保証人に関する規定の整備等をするため